

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 経営管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
(指摘 5) 報告セグメントの概要の記載漏れ 松山市水道事業会計決算書、松山市簡易水道事業会計決算書、松山市工業用水道事業会計決算書を閲覧したところ、地方公営企業法施行規則第 40 条第 1 項第 1 号に規定されている報告セグメントの概要の記載がなかった。決算書の会計に関する書類における注記において、セグメント情報に関する注記を設け、報告セグメントの概要を開示する必要がある。 なお、簡易水道事業会計については、中島地区と北条地区に報告セグメントが分かれており、同施行規則第 40 条第 1 項第 2 号に規定される部分は、決算書の貸借対照表および損益計算書本体において実質的な開示がなされている。	令和 5 年度決算書の「会計に関する書類における注記」に、セグメント情報に関する注記を設け、報告セグメントの概要を記載した。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 浄水管理センター

指 摘 事 項	措 置 状 況
(指摘 1) 実施方法の見直し（市之井手堰水路土砂撤去工事） 総勘定元帳兼内訳簿のレビューにおいて、補償費の科目内において随意契約による「工事」が実施されている業務が発見された。 本件、平成6年12月に地元代表者と取り交わした念書に基づき、適時協議しながら、市之井手堰水路の清掃や土砂の搬出にかかる費用を公営企業局が負担するというもので、同局が工事として地元業者に発注している。 令和4年5月13日完成の「市之井手堰水路土砂撤去工事」に関する随意契約理由書によると、根拠法令として地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を掲げているが、この号では「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかで随意契約が容認される。ここでいう「その性質又は目的」とは「契約の内容」と解されている。 本件工事の「契約の内容」は土砂撤去工事であり、競争入札に適しないものには該当しないと考えられるため、随意契約として適切ではない。元来、本業務は、地元との調整を円滑に行うための実質的な補償業務であることから他の業務との整合を図り、実施方法の見直しが必要である。	本業務は、地元代表者と平成6年12月に取り交わした念書に基づく補償業務である。今回の指摘を受け、事務のあり方を再度検証したところ当該撤去作業については、工事として発注する案件ではなく、地元に対して行う補償業務であることから、当該撤去作業に係る費用は、公営企業局から地元代表者に支払うよう他の業務と整合を図ることとした。 今後は、業務内容やその経緯に応じた実施方法で、法令に沿う適正な支払処理を行っていく。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 上下水道料金課

指 摘 事 項	措 置 状 況
(指摘) 契約更新時の効果測定について「検針・収納・電算処理等業務委託」の業者選定については、総合評価落札方式による一般競争入札で執行されているが、平成 26 年度／平成 30 年度と連続して一者応札・一者応募となっている。 平成 21 年会計検査院より公表された「会計検査院における 1 者応札・1 者応募に係る改善方策について」において、業務内容が高度等の要因で参加者が限定されていると考えられる場合には、業務内容を精査し、経済性を考慮した上で場合によっては高度な業務とそれ以外を分割発注するなどの方策を検討し発注することが改善方策の一つとして挙げられている。しかしながら、「検針・収納・電算処理等業務委託」は、 ・包括的な民間委託を行ない、業務の効率化を図り費用削減を進めることを目的としている。 ・政府の策定するPPP／PFI推進アクションプランにおいて、水道は重点分野として位置づけられており、従来のように個別の業務をバラバラに委託することは国の政策の動向にもそぐわないと考えている。 こうしたことから、公営企業局では本件委託業務の分割発注は難しいと判断し、その他の競争性を疎外すると考えられる要因に対しても、業務内容の明確化や準備期間の確保、参加資格要件の設定などを行うことで適宜対応している。 このように、「検針・収納・電算処理等業務委託」は、経営基盤改革の一環として、コスト削減効果を見込んで平成 16 年度から民間事業者には包括的民間委託を行い、現行の契約においても削減効果が確認されている。しかしながら、契約更新時には公営企業局直営で実施した場合と委託額との事前比較が実施されていなかった。 今後も本件委託業務により、費用削減効果が見込まれ、業務の効率化や維持管理水準(サービス品質)の向上等を図ることができると総	適正な委託契約を目的として「委託契約事務の手引」を作成しており、仕様書と積算書を作成する前には委託業務の適否の判断を行うように記載している。 「検針・収納・電算処理等業務委託」については、契約更新時に委託を前提として進めていたため、その手順を踏んでいなかったものである。 当該案件については、令和 6～10 年度の 5 年間の債務負担行為による契約更新を令和 5 年 10 月に行ったが、契約後に検証したところ、年間のコスト削減額 50,050 千円 の効果があったことを確認した。次回の契約(令和 11～15 年度)更新時には、効果の検証を事前に実施するよう改める。 なお、今後は、新規導入時に限らず、契約更新時も含む、委託を発注する際には委託業務の適否を検証し、説明を求められた際には、根拠を示すことができるよう、契約課から委託契約事務の手引の再周知を行った。

(別紙1)

合的に判断していることから、更新時においてもなお引き続き費用削減等の効果が適正に見込まれるか、委託理由の合理性にあたって重要な要素の一つである金額面の定量的な検証の実施が必要である。	
--	--